

生徒指導における外部機関との連携 — 学校警察相互連絡制度 —

渡部 容子¹

要旨

学校における生徒指導は、学校教育活動全体を通じて取り組むものである。学級担任のみならず、学校の教職員全体で共通認識を持ち、チームで取り組むことが常識となりつつある。さらに、学校が、家庭や地域と連携し、必要に応じて児童相談所や警察、教育相談所、NPOなど学校外部の機関の力を借りて問題を解決していくことの重要性の認識は浸透してきたといつてよいであろう。

本稿では、非行や暴力、深刻ないじめなどで近年連携が特に求められながらも、学校側からは連携先として躊躇や不安があるといわれる警察をとりあげ、連携のこれまでの経緯と現在のしくみをまず明らかにする。

その際、文部省／文部科学省と警察庁の協議及び都道府県への通知文書から、(1)青少年の健全育成を目的とする一般的な情報交換や街頭活動などを目的とする「学校警察連絡協議会」と、(2)個別の問題について個人情報を含む情報交換を行う「学校警察相互連絡制度」の二つに整理し、しくみを追った。加えて、これまであまり紹介されることのなかった県、市町村レベルのそれらの取組を記し、学校と警察という異なった性質を持つ組織の相互理解をふまえた連携の方向性に言及した。

キーワード：生徒指導、非行・いじめ、警察学校連絡協議会、学校警察相互連絡制度

1. はじめに

生徒指導とは、「一人一人の児童生徒の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を高めることを目指して行われる教育活動のこと」¹⁾であり、授業を含む学校生活のあらゆる場面で行われ、各学校段階や学年段階を考慮して行われる児童生徒全体への指導と、個別の課題を抱える児童生徒への指導の両面からなされる。そのそれぞれに「成長を促す指導」「予防的指導」「問題解決的な指導」があり、教員は共通理解を持って指導にあたることが重要である。とりわけ、問題解決的な個別指導においては、学級担任、生徒指導主事、管理職、養護教諭、栄養教諭、スクールカウンセラー等がチームとして支援を行い、家庭との連携はもちろん、PTAや外部の関係機関・専門機関との適切な連携も重要になる。

さて、学校外の関係機関・専門機関には、刑事司法関係の機関（都道府県警察本部の少年サポートセンター、警察署、少年補導センター、家庭裁判所、少年鑑別所、少年院、保護観察所など）、福祉関係の機関（児童相談所、児童福祉施設、福祉事務所など）、教育相談に関する機関（都道府県・政令指定都市の教育センター、市町村の相談機関、大学附属の児童相談施設、民間の機関など）、NPO法人など様々なものがあるが、学校はこれらと必要に応じて連携していかねばならない。

しかし、児童相談所や福祉関係機関、教育相談に関わる機関等と比べて警察との連携には、学校や教師にとって躊躇があることは否めない。とはいえ、非行防止、交通安全、ネット犯罪被害の防止、薬物の危険の注意喚起、通学路の安全確保、不審者情報の共有などの全体的・予防的指導や校外の場面のみならず、近年の深刻ないじめ問題をはじめ、複雑で校内事情に関わる問題であっても、子どもたちの生命及び身体の安全に関わる緊急かつ重大な事案は、学校の外部機関、とりわけ警察との連携を必要としている。

原稿受付 2017年7月6日

1. 近畿大学生物理工学部 教養・基礎教育部門、〒649-6493 和歌山県紀の川市西三谷930

本稿では、生徒指導における学校と警察の連携について、国レベル、都道府県レベル、市町村レベルの取組を検討していくこととする。国レベルでは、文部省／文部科学省と警察庁との合意の歩みを都道府県等への通知や調査からその経緯を整理し、都道府県レベルでは「学校警察相互連絡制度」のしくみと運用のガイドラインについて、市町村レベルでは青少年（補導）センターが中心となった「学校警察連絡協議会」の活動の様子を、それぞれケーススタディで検討することとする。「個人情報保護」の法的な観点と、苛烈な非行・いじめ問題の解決が迫られる生徒指導の現場との狭間で、学校と警察との連携の問題は、オール・オア・ナッシングの二者択一の議論がなされがちであるが、全体像を描き、それぞれの地方や学校で取り組まれている実践を教育的文脈で精査することが研究的課題であると考えられる。

2. 国レベルにおける文部省／文部科学省と警察庁との協議・合意

(1) 1963 年通知

学校と警察の連携については、今から半世紀以上前の1963年10月10日に文部省初等中等教育局長から、各都道府県知事と教育委員会あてに「青少年非行防止に関する学校と警察との連携について」²⁾の通知が、また同日に警察庁保安局長から管区局長、警視総監、本部長、方面本部長あてに「少年非行防止における警察と学校との連絡強化について」³⁾の通知が出されている。それぞれの文書の表現は若干異なるが、青少年非行の増加、低年齢化、集団化などの傾向を憂慮して、文部省と警察庁が協議を行い、非行防止に関して、常に連携を保ち、早期連絡と早期指導の体制をいっそう強化することで意見が一致したという内容である。そして要約すれば、①都道府県の教育委員会と警察本部が密接な連携を保ち、双方の「自発的な発意に基づいて適切な措置が促進されるように配慮すること、②「個々の非行事例について」連絡を密にする方法を講ずるほか、「学校警察連絡協議会」などの青少年非行防止に関する組織を設けて、非行防止に関する情報交換をしたり、非行防止計画を協同して策定したりすることが好ましいこと、③連携にあたっては、教育委員会が配慮し、また警察幹部が率先すること、④学校教育の理念、少年警察の理念を相互に十分理解すること、⑤非行を犯した児童生徒については、学校教育の立場からの指導を行い、警察も生徒の処遇に学校の意見が十分に反映されるように配慮すること、が合意され通知された。

上記の②に、今日の「学校警察相互連絡制度」と「学校警察連絡協議会」のルーツを確認することができる。すなわち、非行に関わる個別の生徒に関する学校と警察との直接的な情報交換の方策と、協同でつくる組織を通じた非行防止に関する一般的な情報交換と非行防止計画の策定等の方策とである。

また、この通知には、学校と警察が連携していく上で、重要な原則が示されていた。それは、学校と警察はそもそも違うことを前提に、それぞれの違いを認識しながら尊重し合うこと、対象となる児童生徒に対して教育的な文脈で支援を行うこと等である。

(2) 1997 年通知及び 2002 年通知

この文部省と警察庁の連携は、1997年12月4日、少年非行・生徒非行の深刻化と児童生徒が凶悪・粗暴事件や強制わいせつ等の被害者となる件数の増加などの情勢から、再度1963年の協議を踏まえて文部省からは「児童生徒の健全育成に向けた学校等と警察との連携の強化について」⁴⁾として各都道府県教育委員会と知事あてに、警察庁からは「少年の健全な育成に向けた学校及び教育委員会との連携の強化について」⁵⁾として各管区警察局、警視庁、各都道府県警察本部、北海道警察各方面本部あてに、通知がなされた。

その後、2001年に文部省は文部科学省となったが、文部科学省と警察庁の協議を経て、同時に通知が出されることは、2002年にもあった。すなわち、文部科学省からは「学校と警察との連携の強化による非行防止対策の推進について」⁶⁾として各都道府県教育委員会、知事、附属学校を置く国立大学事務局長あてに、警察庁からは「学校と警察との連携の強化による非行防止対策の推進について」⁷⁾として各管区警察

局、警視庁、各都道府県警察本部、各方面本部長あてに、通知されている。内容は、文部科学省の側からは、学校と警察の「協議会」（学警連とこの時期には呼ばれている）の機能を強化し、実質的なものとするように「学校と警察が相互のシステムについての共通理解を図る」、「地域の代表を連携の場に加え、地域として子どもの健全育成を図る」、「関係機関との連携を円滑に行うための担当窓口を明らかにする」こととして、警察庁が出した通知が別添されていた。警察庁からの通知は、より詳しく、学警連の活性化のための見直しのポイントや学校との連携についての好事例の紹介などが「執務資料」として盛り込まれている。例えば、参加者を校長と署長ではなく実務担当者にして具体的な情報交換ができるようにとか、定例会だけでなく必要に応じて不定期にも開催すべきであるとか、開催場所も学校か警察かではなく第三者的な場所にした方が「率直かつ具体的な意見交換の実現」にはよいのではないかと等々の見直しポイントが挙げられており、好事例として「少年をまもる父親学級」の開催を紹介したりするなどきめ細かく広範囲に及んでいる。しかしながら、1963年の通知が、「個々の非行事例について」連絡を密にする方法と、「協議会」として青少年非行防止に関する組織を分けて考えていたのに比べると、学警連の活性化でその両方を追おうとしており、方向性としては必ずしも整理されていない印象である。

(3) 2012年調査

文部科学省は、2012年8月から9月にかけて「いじめの問題に関する児童生徒の実態把握並びに教育委員会及び学校の取組状況に係る緊急調査」⁸⁾を実施し、その結果を11月に発表した⁹⁾。いじめの認知件数は、半年間で前年2011年度の既に2倍に上り、その中でも「児童生徒の生命又は身体の安全がおびやかされるような重大な事態に至るおそれがあると考える件数」は278件に上っていた。

この調査には学校と警察の連携についての問いもあり、教育委員会（都道府県・政令指定都市・特別区・市町村）と学校（国公立の小中学校、通信制を除く高等学校、中等教育学校、特別支援学校）について集計されている。学校警察連絡協議会は、都道府県・政令指定都市教委では94.0%で開催されているが、市町村教委では79.7%とやや落ちる。しかしながら、警察本部長と教育長、警察署長と校長といった代表者レベルの会議ではなく、「教頭や生徒指導担当教員と生活安全課や少年課等実務者レベルの会議」である割合が一番高くなっており（都道府県・政令指定都市教委で73.0%、市町村教委で82.3%）、2002年の通知以来の改善がみられる。

「いじめや暴力行為等に関して、貴教育委員会と警察との円滑な連携や情報共有のための仕組みがありますか」の問いには、「警察との連携を円滑に行うために学校の担当窓口を明らかにし、警察側の担当窓口についても承知している」と回答した学校がどの校種でも一番多く、平均で86.4%となっている。とはいえ、「情報の相互交換をするために、協定書を交わしている」のは7.5%と、どの校種でも非常に低い。一方、教育委員会では、「担当窓口を明らかにしている」との回答は都道府県教委でも市町村教委でも学校同様高いが、「協定書を交わしている」については都道府県・政令指定都市教委が77.6%、市町村教委の34.2%が交わしていると回答していた。協定書交換の比率が非常に低い学校との認識の違いを示している。

(4) 2012年通知及び2013年通知

2012年11月2日、文部科学省は「犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめ事案に関する警察への相談・通報について（通知）」⁹⁾を出し、「必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難である場合において、その生徒の行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められるときは、・・・学校はためらうことなく早期に警察に相談し、警察と連携した対応を取ることが重要であること」を周知した。同時に「いじめられている児童生徒の生命又は身体の安全が脅かされているような場合には、直ちに警察に通報することが必要であること」とした。

2013年には、文部科学省は、いじめの新しい定義とともに、「早期に警察へ相談・通報すべきいじめ事案について（通知）」¹⁰⁾を出し、同年には、国立教育政策研究所からも「学校と警察等との連携」¹¹⁾と題

する冊子が発行された。

(5) 2015 年調査

そして、2015 年に文部科学省は「学校と警察の連携に関わる緊急調査」を実施し、結果を公開している¹²⁾。この調査は、その年の 1 月に神奈川県川崎市で発生した中学 1 年生殺人事件を受け、全国の国公私立の小中高等学校、中等教育学校、特別支援学校を対象に、警察との連携状態が調査され、結果は 3 月に公表された。2015 年度及び 2016 年度の学校基本調査の学校数と比較すると、悉皆調査で行われたと推察される¹³⁾。

調査項目は 2 点であり、「(1)学校警察連絡協議会または補導連絡会等の青少年の非行防止に関して警察と連携している組織（以下「協議会」という。）の状況」、「(2)学校警察連絡制度の活用状況」である。(1)の「協議会」とは、「警察と学校とが非行防止に関する情報を積極的に交換し、共同して取り組むべき具体的措置についての協議を行うなど、青少年の非行防止に関して協議を行う場として、警察署ごとに、または市町村その他の区域(中学校区など)ごとに警察と学校とが参加する組織のことをいう。」と註記があり、(2)の「学校警察連絡制度」とは、「学校と警察の間で、緊密な連携を図るために、協定を締結する等により、相互に児童生徒の個人情報を提供し、非行防止等を図ることを目的とするもののことをいう。」と註書きされている。特徴的に言えば、「協議会」は非行防止に関する協議の場、「学校警察連絡制度」は協定をもとに個人情報を扱うということになる。

調査結果は、「協議会」へ加入済みは、全学校種平均 96.4%で非常に高い加入率であった。一番低い特別支援学校にあっても平均 87.8%が加入済みである。公立校の都道府県別の統計を見ると、100%加入が 28 都府県（6 割）であった。

未加入の学校は全体で 3.6%（1,339 校）あったが、未加入理由は「そのような協議会があることを承知していない」「加入したいが、どこと連絡を取ればよいか分からない」「非行防止対策として警察と連携を図らなければならないような状況にない」のほか、「個人の情報を外部機関と共有することに抵抗がある」が 6 件（4.1%）あった。

「協議会における、学校から警察への報告又は協議の対象事案」の項目は、教育委員会の回答数 1,642 であったが、調査が挙げている項目「犯罪行為又は不良行為を行った児童生徒」「非行集団に加入している又は非行集団から勧誘されている児童生徒」「いじめ、虐待を受けている児童生徒」「自殺又は自傷行為の可能性のある児童生徒」「犯罪被害に遭うおそれのある児童生徒」「長期にわたり連絡の取れない又は居所不明の児童生徒」について協議の対象事案になっている割合は、65.8～88.8%であった。うち全て実名で協議している割合は 24.1～32.6%、一方、全て匿名で協議している割合は 25.7～38.1%であった。

「学校警察連絡制度」の活用状況については、1,900 教育委員会が回答しており、うち 87.1%が「活用している」、12.9%が「活用していない」と答えていた。活用していない理由としては、「そのような協議会があることを承知していない」「加入したいが、どこと連絡を取ればよいか分からない」「非行防止対策として警察と連携を図らなければならないような状況にない」のほか、「個人の情報を外部機関と共有することに抵抗がある」が 14 件（5.7%）あった。「学校警察連絡制度」を活用している 1,654 教育委員会のうち、学校と警察の間で締結した協定書等の文書があるのは 1,501（90.7%）であった。「協定書等において、学校から警察への連絡等の対象となる事案」として、「協議会」と同様の項目を調査は挙げているが、「犯罪行為又は不良行為を行った児童生徒」「非行集団に加入している又は非行集団から勧誘されている児童生徒」「いじめ、虐待を受けている児童生徒」「自殺又は自傷行為の可能性のある児童生徒」「犯罪被害に遭うおそれのある児童生徒」「長期にわたり連絡の取れない又は居所不明の児童生徒」の項目について、77.3～94.0%と高い割合で連絡対象としていた。

「協議会」の組織率と活用度は高く、「連絡制度」も協定書を用いての運用が増えている。

3. 都道府県レベルにおける学校と警察との連携

(1) きのくに学校警察相互連絡制度

さて、地方レベルで「学校警察連絡制度」はどのようになっているのであろうか。ここでは、和歌山県をとりあげ検討することとする。和歌山県は、2015年の文部科学省の緊急調査で、「学校警察連絡制度」を100%の教育委員会が「活用している」と回答している。また、2002年度以降、県教育委員会と警察本部とが人事交流を継続しており、学校教員が警察本部生活安全部少年課へ、警察官が教育庁学校教育局義務教育課へそれぞれ出向している県でもある。

和歌山県においては、2005年3月3日に、和歌山県教育委員会と和歌山県警察本部が「学校と警察との相互連絡制度に関する協定書」¹⁴⁾を取り交しており、2005年5月1日から、「きのくに学校警察相互連絡制度」という名称で学校警察連絡制度が正式にスタートした。和歌山県警察本部は、同じく2005年3月3日に和歌山県私立中学高等学校協会とも協定書を取り交し、まず県立学校と私立学校が対象となった。公立の小学校、中学校等については、2005年4月以降順次、各警察署と市町村教育委員会が協定を結び、2005年度内に小中学校等も対象となっている。

協定書は12条から成り、連絡制度の目的は、「児童生徒の非行や問題行動及び犯罪被害の防止並びに安全確保（以下「問題行動等」という。）に関し、学校と警察が連携・協力を図ることにより、21世紀をたくましく生きていく児童生徒の健全育成を図ること」（第1条）である。連携の内容は、「連絡制度の目的を達成するため情報を相互に交換し、必要に応じ問題行動等の解決のために協議を行い、具体的対策を講ずる」（第4条）ことである。学校から警察へは、「ア.児童生徒の非行や問題行動及びこれらによる被害の未然防止のため、警察署との連携が必要と認められる事案」「イ.児童生徒の安全確保及び犯罪被害の未然防止のため、警察署との連携が必要と認められる事案」、警察から学校へは、「ア.逮捕事案及び身柄通告した触法事案」、「イ.送致、通告したぐ犯事案」、「ウ.次の事由により、継続的な対応が必要と認められる事案（ア）原因、動機が学校、交友関係にある事案、（イ）児童生徒に被害が及ぶおそれのある事案、（ウ）集団で非行・問題行動を起こした事案、（エ）薬物等の乱用事案、（オ）不良行為等を繰り返し、保護者の観護に服さないなどぐ犯性が強い事案」、「エ.その他特に事案の内容から、学校への連絡が必要と認められる事案」が対象として例示されており、「学校長、警察署長がそれぞれにおいて、相互の連絡が必要と認められる事案」が対象となる（第5条）。

相互連絡の範囲は、「対象事案に係る児童生徒の氏名及びその概要、対象事案に関係する問題行動等及び健全育成に資するために必要な情報」（第6条）であり、連絡の責任者は「対象事案を取り扱った学校長及び警察署長」であり、連絡責任者が「連絡担当者を指定し」、「面接又は電話により連絡する」（第7条）。個人情報保護の観点から、情報の目的外使用の禁止、秘密保持、「連絡責任者は、これを厳守するために必要な措置を講ずる」ことが定められている（第8条）。そして、相互理解と信頼を保持するために、「正確な連絡」、教育的な観点からの「適正な処遇」への配慮（第9条）、関係機関は必要に応じて協議を行うこと（第10条）が定められている。

(2) きのくに学校警察相互連絡制度の手引書から見えるもの

和歌山県教育委員会では、同時に「きのくに学校警察相互連絡制度に関するQ&A」¹⁵⁾を作成し、学校教育現場に配布した。一読すると、Q&Aの形をとりつつも、制度導入の背景、趣旨、協定の締結について分かりやすく解説し、この制度への批判にも正面から答え、制度の活用を促す簡潔明瞭な優れた手引書となっている。

まず、「従前の学警連等の取組では不十分か」との問いに、「学警会議での情報交換のあり方については、会議の位置づけ、形式、出席者にもよりますが、個人情報の適正な取扱いの観点から、個人情報と一般的な情報の交換方法は区別して考える必要があります」と述べて、学校警察連絡協議会との違い、個人情報の

連絡を含んだ実効性のある連携のための制度であることを説明している。

「本制度の相互連絡対象事案は」の問いには、警察から学校への連絡対象事案について、協定書第5条に具体例を加えて解説をしている。例えば、「ア 原因、動機が学校、交友関係にある事案」には、「○友人に脅かされて行った万引き行為等」とあり、「オ 不良行為等を繰り返し、保護者の監護に服さないなど、犯性が強い事案」には、「○深夜はいかいや飲酒、喫煙等を繰り返すなど、保護者に連絡したにもかかわらず、指導の効果が上がらないような場合等」と付け加えてある。また、交通関係についても、暴走行為、ひき逃げ、悪質危険な法令違反を伴う死亡事故など重大な事案の場合は被疑者の段階から連絡がある等の記載があり、学校側に具体的なイメージを持ちやすい解説となっている。

さらに「学校から警察に連絡する情報の内容や時期は、誰が判断するのか」との問いには、「連絡責任者である学校長の判断になります」と実にシンプルに答え、学校の裁量を大きく認めている。「本制度は、和歌山県個人情報保護条例に抵触しないか」との問いには、「個人情報の収集の制限等」「利用及び提供の制限」に違反するのではないかと懸念されるが、「本制度の目的が、児童生徒に対して適切な指導を行い、健全育成を図るという明確なものであることから、この事務の目的をあらかじめ登録し、保秘を徹底しながら、必要最小限度の範囲内で相互連絡を行うことは、同条例に抵触しません」と述べ、法的解釈の微妙な部分であることを知らせ、細部に心を配った慎重な運用の必要性を示している。個人情報の重さは、「情報公開制度に基づき、開示請求があった場合は」に対して「情報の内容は存否応諾拒否又は非公開情報に該当すると判断されます」と答えていることから分かる。

最後の Q&A は、学校警察相互連絡制度への批判の核心である「本制度は、特定の児童生徒に関して学校における教育権を放棄し、警察に指導を委ねようとするものではないのか」という問いである。警察への相談や通報は、学校や教師の責任放棄ではないか、児童生徒の将来に傷をつけるのではないかとという危惧や批判は、学校外のみならず、学校内にもある。これに対しては、「学校の問題は学校内で解決するという基本姿勢は変わるものではなく、学校内での対応だけでは問題の解決が難しいと判断される場合についてのみ、学校長の判断において警察への連絡が行われるものです。連絡後も、警察と共に問題解決に向けて連携するのであって、決して児童生徒に対する教育権を放棄したり、指導を警察に委ねたりするものではありません」との、明快な回答が載せられている。

(3) きのくに学校警察相互連絡制度の活用状況

前述のとおり、和歌山県では、2015年の文部科学省の緊急調査でいう「学校警察連絡制度」すなわち「きのくに学校警察相互連絡制度」を100%の教育委員会（学校組合を含む）が「活用している」と回答している。

しかしながら、情報のやりとりの件数については警察からも教育委員会からも未公表であり把握できない。もともと少年事件の事件数は少なく、当該少年が特定される可能性があるからであろう。関係者の感触によると、学校からの情報は極めて少なく、警察から学校へ送られる情報数の1割にも満たない、非常に稀であるのが実状とのことである。また学校から警察への情報は、暴力行為にしても器物破損にしても、問題が非常に深刻化した後になることが多いのが特徴である。

2015年調査の選択肢である「活用している」を各教育委員会が選んだ意図としては、頻繁な情報のやり取りが現在あるわけではないが、制度の存在は承知しており、必要な時には利用できるとの認識を表していると推察される。

4. 市町村レベルにおける学校警察連絡協議会の取組

学校警察連絡協議会は、少年補導連絡会等とも呼ばれ、児童生徒の健全育成を目的に、警察署と管内の学校関係者とが連絡協議をする場であり、街頭補導活動なども共同して行う。

和歌山県の場合は、「学校・警察・青少年センター連絡協議会」の名称であることが多い。県内には、21か所の青少年（補導・相談）センター、14の警察署があり、小規模な1町を除き、県下全域のそれぞれに協議会が組織されている。その中から「かつらぎ町 学校・警察・青少年センター連絡協議会」の活動をとりあげ、「学校警察相互連絡制度」との違いを検討しよう。

かつらぎ町は、県の北東部、伊都郡の西部に位置し、北に和泉山脈、南に紀伊山地を仰ぎ、町の中心部を紀の川が東西に流れ、果樹栽培の盛んな自然豊かな地域である。町人口 18,420 人（2013 年 2 月末）で、5つの小学校と2つの中学校、3つの高等学校が町内にある¹⁶⁾。

その会則によれば、「かつらぎ町 学校・警察・青少年センター連絡協議会」は、「児童生徒の健全育成を図ることを目的」（第1条）とし、メンバーは、これら小中高等学校の学校長、生徒指導主事・生徒指導部長、町教育委員会の教育長・総務課長・指導主事、かつらぎ警察署の署長、刑事課長、地域課長、交通課長、生活安全係長、少年係長、かつらぎ町青少年センターの局長、指導係長の31名である。この連絡協議会の事業は、「児童生徒の問題行動について、青少年センターを中心として、学校と警察が速やかに連携しあうものとする」、「街頭補導活動」、「年間3回程度の情報交換会の開催」、「その他必要に応じた活動」（第5条）となっている。

2016年度の事業報告を見ると、年間52回の活動が記されている。総会が1回、情報交換会3回は講演会等の研修会とセットになって企画されており、3か月に1度の会議が持たれている。4月から順に追えば、JR職員と共同した駅のマナーアップキャンペーン、校区のみまもりボランティアとの総会、県主催の少年メッセージ発表大会（地方大会・県大会）、小学校ごとの防犯教室、社会を明るくする運動推進委員会、学校ごとの育成懇談会などが挙げられている。そして、地区ごとの街頭補導・夜間街頭補導は、その間に30回も行われている。

なお、街頭補導活動には、協議会メンバーの他、町が委嘱する青少年指導員、警察本部が委嘱する少年補導員ら加わる。青少年指導員は、町内の7行政地区から推薦された方々で顧問4名を含み43名が委嘱されており、平均年齢は約60歳で、夜間の街頭補導は21:30から23:00の活動である。青少年センターの話によると、携帯電話の普及以降、子どもたちが実際にたむろするところに遭遇することは稀になったが、町内には大阪、奈良、和歌山市内へ通じる国道や高規格道路が走っており、JRの駅も5つあることから、町外からの来訪もあり、街頭補導活動が青少年の健全育成と、町の安全意識を高めることにも効果をあげているとのことである。

かつらぎ町にも、もちろん「きのくに学校警察相互連絡制度」があり、個別の問題については、「学校警察青少年センター連絡協議会」ではなく、学校と警察署の担当者が直接連絡をとることになる。やりとりされる情報に触れるのは、ごく少数者に限られる。一方、この署の担当者は少年問題を扱う署員であるので、青少年センター（補導センター）の担当でもある。すなわち、学校側の担当者として署の担当者は、学校警察相互連絡制度を使いながらも、学警青の連絡協議会の諸活動を平素から一緒に行い、意思疎通のとれる関係が築かれているという訳である。さらに、かつらぎ町の場合、青少年センターは教育委員会の中にあり、学校と警察の相談場面や問題解決のプロセスで、必要な場合は、教育長や教育委員会の専門職員が加わったり、臨機応変に対応したりして、学校を支援しているとのことであった¹⁷⁾。

5. おわりに

1963年に当時の文部省と警察庁が協議を行い、その連携について示した通知にある「学校警察連絡協議会」と「学校警察相互連絡制度」の組み合わせは、その後、若干の紆余曲折がありながらも、近年全国的に整えられ機能しつつある相互補完的なしくみであると考えられる。学校・警察・地域など児童生徒に関わる広範な人々が集まり、その健全育成を目的として、そのための一般的な情報交換、協議、啓発活動な

どを行う組織である「学校警察連絡協議会」、犯罪に関わるおそれのある児童生徒の処遇について、協定書に定められた手順や限定的な範囲において、個別に相談や情報交換を行う「学校警察相互連絡制度」。協議会における連携の下地があつてこそ、連絡制度を使った相談も出来るという学校側の声も聞いた。二つのしくみは、単なる役割分担ではなく、相互理解が進み信頼関係が醸成されて、児童生徒のために機能を発揮する関係にあるともいえるであろう。

しかしながら、それぞれの運用には課題が山積していることも確かである。地域・関係者の協力体制は所与のものではなく、形骸化させずに継続することへの大変な努力や困難が「学校警察連絡協議会」にはあるだろう。「学校警察相互連絡制度」においては、「個人情報」を守りつつ、そのプロセスの公正性を責任者および担当者だけでなく客観的に監察するしくみや、記録を保管する期間や廃棄の手順等の細部についても取り決めが必要であろう個人情報保護法の改正に則った協定書の見直しや運用も課題である。

註

- (1) 文部科学省 (2010) 生徒指導提要、教育図書、p.1
- (2) 文部省 (1963) 少年非行防止に関する学校と警察との連携について、文部中第 385 号
- (3) 警察庁 (1963) 少年非行防止における警察と学校との連絡強化について、警察庁丙防発第 34 号
- (4) 文部省 (1997) 児童生徒の健全育成に向けた学校等と警察との連携の強化について、9 初中第 78 号
- (5) 警察庁 (1997) 少年の健全な育成に向けた学校及び教育委員会との連携の強化について、丁少発第 88 号
- (6) 文部科学省 (2002) 学校と警察との連携の強化による非行防止対策の推進について、14 初児生第 6 号
- (7) 警察庁 (2002) 学校と警察との連携の強化による非行防止対策の推進について、丁少発第 86 号
- (8) 文部科学省 (2012) 「いじめの問題に関する児童生徒の実態把握並びに教育委員会及び学校の取組状況に係る緊急調査」結果について、
http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/24/11/_icsFiles/afieldfile/2012/12/09/1328532_01_1.pdf、
2017 年 6 月 30 日閲覧
- (9) 文部科学省 (2012) 犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめ事案に関する警察への相談・通報について (通知)、24 文科初第 813 号
- (10) 文部科学省 (2013) 早期に警察へ相談・通報すべきいじめ事案について、25 文科初第 246 号
- (11) 国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター (2013) 学校と警察等との連携、生徒指導リーフ 12
- (12) 文部科学省 (2015) 「学校と警察の連携に係る緊急調査」結果について
http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/27/03/_icsFiles/afieldfile/2015/05/01/1357537_01.pdf
2017 年 6 月 30 日閲覧
- (13) 2015 年 3 月 12 日時点での本調査の回答数合計 37,145 校は、学校基本調査 2015 年 5 月 1 日 37,190 校に近似している。
- (14) 和歌山県教育委員会・和歌山県警察本部 (2005) 学校と警察との相互連絡制度に関する協定書
- (15) 和歌山県教育委員会 (2005) きのくに学校警察相互連絡制度に関する Q & A
- (16) かつらぎ町 HP を参照 <http://www.town.katsuragi.wakayama.jp/050/020/20170331204839.html>
2017 年 6 月 25 日閲覧
- (17) 2017 年 6 月 26 日にかつらぎ町教育委員会を訪問し、資料提供を受け、池田八主雄教育長、澤田卓也青少年センター局長よりお話を伺った。

謝辞

本稿作成にあたり、和歌山県環境生活部県民局青少年・男女共同参画課、和歌山県教育庁学校教育局義務教育課、かつらぎ町教育委員会、同教育長池田八主雄様、かつらぎ町青少年センター、同局長澤田卓也様、和歌山県警察本部生活安全部少年課には、資料提供を受け、問い合わせにも快く応じていただき、大変お世話になりました。ここに厚く御礼を申し上げます。

英文抄録

Collaboration with Institutions outside School in Student Guidance ; School Police Intercommunication System

Yoko WATANABE¹

School's student guidance needs to be tackled throughout the whole school education activities including subjects, outside-subjects and extracurricular activities. It becomes common to share same understanding and put together a team in the school's entire faculty and staff (the principal, deputy principal, student guiding counselor, nursing teacher, nutrition teacher, school counselor, school social worker, etc.), not only the class homeroom teacher.

Also, it is getting common that the school will collaborate with families and communities and, if necessary, ask helps from institutions outside the school (e.g. child guidance center, family court, police, child welfare facility, public private education counselor, NPO etc.) to solving the problems.

In this article, I'll discuss the history of cooperation and the current mechanism with respect to the police which is on the one hand the police are especially required recently in delinquency, violence, serious bullying, but the other hand, schools are hesitant and concerned about cooperation with the police.

In the discussion, based on the consultation between the Ministry of Education/the Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology and the National Police Agency and notification to prefectures, I divided into two mechanisms: "School Police Liaison Committee" which purpose is general information exchanges and street activities for the purpose of healthy young people; and "School Police Intercommunication System" exchanging information including personal information about individual problems and to pursue the mechanism.

Further, I discussed the efforts of the prefecture and municipal level, which have been rarely introduced so far, and to the direction of cooperation based on the mutual understanding of the different organization such as school and the police.

Key words : student guidance, delinquency / bullying, school police liaison committee, school police intercommunication system

1. General Education Division, Faculty of Biology-Oriented Science and Technology, Kindai University, Wakayama 649-6493, Japan